

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 岐阜県 |
| 3. 市区町村名 | 安八町 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.anpachi.gifu.jp/category/kurasi/todokede/ |

執行機関名 安八町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦保健法による医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 安八町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第23号)による助成に関する事務(母子家庭の母子、父子家庭の父子) |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 安八町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第23号)による助成に関する事務 |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条 | 安八町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第23号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | 第一条 この条例は、乳幼児、小・中学生及び重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 安八町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第23号) 安八町福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和52年規則第3号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 | 安八町福祉医療費助成に関する条例 第9条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> | ひとり親等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ | 安八町福祉医療費助成に関する条例 第2条第1項 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る都道府県県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る <u>市町村民税に関する情報</u> |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ | 安八町福祉医療費助成に関する条例 第2条第1項 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の <u>支給に関する情報</u> | 当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る <u>児童扶養手当の支給に関する情報</u> |